

令和3年8月20日

保護者の皆様へ

神戸市

家庭保育への協力について

このたび、兵庫県に対して新型コロナウイルスに対応する緊急事態宣言が発令されました。

保育所・認定こども園等については、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続します。認定区分（１～３号）・保育要件に関わらず、教育・保育を希望される場合は、通常どおり登園いただけます。

なお、感染リスクをできるだけ抑える必要があることから、保護者の方のご判断において、登園を控えることが可能な場合には、ご協力いただける範囲で、ご家庭での保育にご協力をお願いいたします。

また、登園にあたっては、改めて下記のとおり感染拡大防止のご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 対象期間

令和3年8月20日（金）から9月12日（日）まで

2. 保育料（０～２歳児クラス）の取り扱い

上記期間中、家庭保育に協力いただき１日でも欠席される場合は、欠席日数分の保育料を日割りで減額します。保育料の還付については、後日、神戸市または通われている施設よりあらためてお知らせします。

なお、神戸市から通われている施設へ登園状況を確認し、保育料の減額を行いますので、保護者の方から神戸市への特別な手続きは不要です。

3. 登園等にあたってのお願い

- ・登園前にご家庭で健康観察、検温をお願いします。
- ・園児に、発熱（37.5度以上）、咳等のかぜ症状がある場合は登園を控えてください。
- ・園児が発熱した際は解熱後24時間以上経過してから登園してください。
- ・登園後に発熱や普段と様子が違うなどの体調の変化が見られる場合はお迎えに協力ください。
- ・保護者が濃厚接触者に指定された場合、保護者の健康観察期間中は、園児の登園を控えてください。
- ・同居のご家族に発熱、咳等のかぜ症状がある場合は登園を控えてください。

担当：こども家庭局幼保事業課 078(331)8181

園の運営に関する事：内線 4864・4866

保育料に関する事：内線 4861・4841

登園等にあたってのお願いに関する事：内線 4871・4872